令和3年7月開始

沖縄市役所手話通訳者との 沖縄市手話電話サービスを開始します

障がい福祉課では、設置手話通訳者と聴覚に障がいがある方ご自身のタブレットやスマートフォンなどから、ビデオ通話機能を利用した「手話電話」による通話サービスを実施します。

利用対象者:沖縄市内に居住する聴覚障がい者等

提供時間:平日 午前9時~午後4時(年末年始を除く。)

※設置手話通訳者が、窓口対応中や外勤中などで提供できない

場合があります。

利 用 料:無料 ※通信料は利用者負担

利用アプリ:Facetime、Skype

利用方法:初めに利用申請書を提出して市へ登録。必要時に利用可能。

手話電話サービス イメージ図





手話電話サービスで会話





利用者 (聴覚障がい者)

①初めに利用申請書を提出 ②提供時間にビデオ通話で手話通話

設置手話通訳者

【注意事項】

- おおむね15分以内の利用とします。
- このサービスは、ビデオ通話のみです。
- サービスの内容は、市役所への問い合わせや簡易的な相談等です。

※電話リレーサービスではありません。

※外部での手話通訳が必要な時は、これまで通り事前に申請してください。

設置通訳不在時に着信があった場合でも、市からの折り返しは行いません。

沖縄市役所 健康福祉部 障がい福祉課 FAX:098-939-7739

手話通訳担当 MAIL: syuwa@city.okinawa.lg.jp